

意見書案第1号

滋賀国体「水球競技」の長浜市開催を可能とする「多目的温水プール」の新設を求める意見書

長浜市は2度の市町合併を経て、琵琶湖と同面積の市域を有する一定規模の都市として生まれ変わりました。今日、地方を取り巻く情勢は厳しく、国においても地方創生総合戦略を策定し、地域再生に向けて動き出し、当市においても、市民が安心して暮らせる自立した市政運営を進めていかなければなりません。

人口減少、少子高齢化が進む中、湖北特有の人との縁、人との絆をより重視したまちづくりを目指す長浜市では、市民の健康維持と健康増進はもとより、スポーツ振興による心と身体の成長が、まちづくりの大きな財産になると期待しているところです。

しかしながら、湖北圏域については県有スポーツ施設の相次ぐ廃止により充実した運動・健康増進施設がありません。

一方、全国の地方自治体が積極的に整備を進めている施設に「温水プール」があります。ご存知の通り、「温水プール」には多面的な効用があり、超高齢社会での健康増進、身体障害者の機能回復、幼少期における水への親しみ、学校プールの補完等、オールシーズン利活用ができる「温水プール」の新設については、これまでも市民の方から強い要望と多くの署名を頂き、その実現に大きな期待を寄せてもらっていますが、今日に至っても実現の目途が立っていません。

こうした中、滋賀県での国体開催が決定し、長浜市内では水球競技開催に向け、関係者が各方面に対して取り組んでいるところであります。昭和56年に開催された一巡目の滋賀国体では、市内の県立長浜商工高等学校（現 県立長浜北星高等学校）が初優勝を果たし、その後今日に至るまでオリンピック選手の育成や多くの水球競技者を全国に輩出してきました。又、昨年開催のリオオリンピックのアジア大陸予選で日本がオリンピックの出場権を獲得しましたが、地元選手がその一員として出場したことは記憶に新しいところです。

歴史ある経緯を踏まえた上で、また、滋賀県北部地域の振興策として、長浜市の熱い思いに応えていただきたく、

つきましては、

- 1、滋賀国体「水球競技」の長浜市での開催
- 2、県の施策による「水球競技」を可能とする多目的温水プールの新設

以上2点を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年3月3日

滋賀県知事 宛

長浜市議会議長